

事務連絡

令和2年4月10日

公立保育園（指定管理園含む）・公立認定こども園に  
在籍している児童の保護者の皆様

東京都北区教育委員会事務局  
子ども未来部保育課長 土屋 修二

### 保育園への登園自粛要請に伴う保育料等の取り扱いについて

日頃より当区保育行政にご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

当区では、国の緊急事態宣言の発令に伴い、保護者の皆さまへ保育園への登園自粛を要請しております。これに伴い、4月保育料、4月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限、登園自粛により1日も登園がなかった場合の取り扱いについて、下記のとおりといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本お知らせの内容は、現時点での対応であり、今後の日本国内の新型コロナウイルス感染症拡大の動向及び国の方針により内容が変更となる場合がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 4月保育料について

(1) 4月保育料を全額お支払いいただいた後で、4月の欠席日数に応じて保育料の日割り計算を行い、4月保育料との差額を7月分以降の保育料に「充当（※）」させていただきます。

※ 4月保育料と日割り計算した後の保育料との差額を先の月の保育料に充てることをいいます。

(例) 4月保育料が40,000円で、日割り計算した結果25,000円となった場合  
差額の15,000円を7月分の保育料40,000円に充てます。

7月保育料は40,000円－15,000円＝25,000円となるので、7月保育料として25,000円お支払いいただくこととなります。

#### (2) 手続きについて

充当するにあたり、手続きは必要ありません。 充当する金額については、日割り計算後、対象となったご家庭へ個別に通知いたします。充当ではなく還付（お金を返すこと）を希望される場合は、別途手続き（書類の提出等）が必要になりますので、令和2年5月29日（金）までに保育課入園相談係までご連絡ください。還付時期は未定です。

※今般の日割り計算は「災害その他緊急やむを得ない事情」として緊急的に行います。

※4月の月ぎめ延長保育料についても4月保育料と同様の取り扱いとなります。

※北区外にお住まいのお子さまについては、お住まいの市区町村の対応をご確認ください。

※各ご家庭により事情が異なることから欠席理由の確認は行いません。

※お子さまがお通いの施設を通して欠席日数の把握を行います。保護者の皆様から区に対して欠席日数をご連絡いただく必要はございませんが、お通いの施設から欠席日数の確認があった際にはご協力をお願いいたします。

## 2 4月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休園届の提出の有無にかかわらず、職場復帰期限を令和2年6月1日まで延長いたします（本来の職場復帰期限は5月1日です）。

## 3 登園自粛により4月中に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

区から登園自粛を要請していることから、4月中に1日も登園がなかった場合でも、退園とはなりません。

### 【問い合わせ】

東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部保育課入園相談係

電話：03-3908-9129